

上田市文化少年団 規約

(名称)

第1条 この団は、「上田市文化少年団」(以下「本団」という。)と称する。

2 本団の事務局は、上田市文化スポーツ観光部文化政策課に置く。

(目的)

第2条 本団は、加盟団体相互の連携のもと、子どもの健全育成に努め、文化活動の活性化を図ることを目的とする。また、子どもを主体とした文化活動を通じて、地域文化の振興と創造をめざす。

(活動)

第3条 本団は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 加盟団体相互の連携と交流
- (2) 全市的な文化事業の主催または共催
- (3) 子どもの文化活動に関する広報活動
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本団は、本団の目的に賛同し、子どもを対象とした活動を行う上田市内の文化・芸術団体をもって構成する。

2 本団の構成員は、前項に定める団体から選出された者(以下、団員という。)とし、加盟団体は1名以上の団員を選出しなければならない。この場合において、団員は、その所属する団体の長に限定されるものではない。

(役員)

第5条 本団に、次のとおり役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 団長 | 1名 |
| (2) 副団長 | 1名 |
| (3) 事業部長 | 2名 |
| (4) 監事 | 1名 |

2 各団体の団員のうち1名を理事とする。

3 前項に定めるもののほか、顧問、事務局員若干名を置くことができる。

(職務)

第6条 団長は、本団を代表し、団務を総括する。

- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるとき又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事業部長は、第3条第3号に定める本団の事業活動を企画立案し、統括する。
- 4 監事は、本団の会計事務及び事務執行状況を監査し、総会において報告する。
- 5 理事は、第3条第3号に定める本団の事業活動を遂行する。
- 6 団員は、理事を補佐し、第3条第3号に定める本団の事業活動の遂行を補助する。
- 7 顧問は、重要事項について理事会の諮問に応ずることができる。
- 8 事務局は、団の運営に関する事務の補助及び会計処理を行う。

(役員の選出)

第7条 役員は、理事の中で1年ごとのローテーションにより決定する。ただし、やむを得ない事情により当該役員に就任することができない場合は、規定の順序の変更その他の方法につき理事会において協議する。

- 2 役員は、他の役員を兼務することができない。
- 3 役員は、理事と兼務することができるとともに、兼務しない場合には、改めて自身の所属する団体から理事を選出するものとする。
- 4 顧問は、本団に助言を与えられる経験をもつ者、または本団に寄与した者から、理事会の議決を経て選出することができる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、前条第1項に規定するやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

- 2 役員が任期途中で退任した場合は、後任役員の任期は、前任役員の残任期とする。
- 3 顧問の委嘱期間は、団長が定める。

(入団及び退団)

第9条 本団に入団しようとする団体は、所定の事項を記載した加盟申請書及び添付書類を団長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 次のいずれかに該当する場合は、本団を退団したものとみなす。

- (1) 退団の申出があったとき
- (2) 団員の所属する団体が解散したとき
- (3) 理事及び団員と長期間連絡がつかないとき

(除名)

第10条 次のいずれかに該当するものとして本団の加盟団体としてふさわしくないと認められる場合、総会の議決により当該団体を除名することができる。

- (1) 構成員（運営者、指導者、会員である児童生徒をいう。）が法令に違反した場合

- (2) 利己的な加盟であると認められる場合
- (3) 団体の活動の場の確保だけを目的としていると認められる場合
- (4) 団体の秩序を乱し事業運営に支障をきたす場合
- (5) 本団又は上田市の信用を失墜させた場合
- (6) 公共施設の利用を禁止され又は停止された場合
- (7) その他理事会により不適切であると認められる場合

(総会)

第11条 総会は、全団員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、本団の最高議決機関であって、次に掲げる事項を審議決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) その他本団の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第13条 総会は、会計年度終了後2か月以内に1度、団長が招集し、開催する。

2 前項に定めるもののほか、団長は、必要に応じて総会を招集し、開催することができる。

(総会の定足数)

第14条 総会は、理事の3分の2以上の出席が無ければ開会することができない。

(総会の議決)

第15条 理事は、総会において1人1票の表決権を有する。

2 理事でない団員は、表決権を有しない。

3 総会の議事は、議長を除き、表決権を有する出席者の過半数をもって決議する。この場合において、可否同数の場合のみ、議長が決する。

4 やむを得ない理由により出席できない理事は、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

5 前項に規定する書面を提出した理事は、前条の適用について、出席したものとみなす。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、団長がこれを務める。

(理事会)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第18条 理事会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) 本団に入団しようとする団体の入団に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない団務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第19条 理事会は、団長が招集し開催する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 団長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から招集の請求があったとき。

3 団長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の定足数)

第20条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第21条 理事は、理事会において1人1票の表決権を有する。

2 理事会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決議する。この場合において、可否同数の場合のみ、議長が決する。

3 やむを得ない理由により出席できない理事は、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

4 前項に規定する書面を提出した理事は、前条の適用について、出席したものとみなす。

5 理事会の議長は、団長がこれを務める。

(役員会)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の議決事項)

第23条 役員会は、第18条に定める理事会の議決事項について審議議決する。

(役員会の開催)

第 24 条 役員会は、団長が招集し開催する。

2 役員会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 団長が必要と認めたとき。
- (2) 2 名以上の役員から招集の請求があったとき。

3 団長は、前項第 2 号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(役員会の定足数)

第 25 条 役員会は、正副団長のうちいずれか 1 名と、事業部長のいずれかの出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第 26 条 役員会の議事は、出席者の総意をもって決議する。

(会計)

第 27 条 本団の会計は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 28 条 本団の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 29 条 本団の事業計画及び予算は、理事会の審議を経て、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されるまでの間、団長は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 30 条 本団の事業報告及び決算は、団長が関係書類を作成し、理事会の審議を経て、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 2 か月以内に総会の承認を得なければならない。

(役員等の報酬)

第 31 条 本団は、役員に対し、予算の範囲内で次のとおり役員報酬を支給する。

- (1) 団長 1 万円
- (2) 副団長 1 万円
- (3) 事業部長 1 万円

(規約の変更)

第 32 条 この規約は、総会において出席した団員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第 33 条 本団は、総会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければ解散することができない。

(個人情報の保護)

第 34 条 団員は、本団の活動を通じて得た個人情報の保護に努めなければならない。

(細則への委任)

第 35 条 この規約の施行及び本団の運営並びに事業執行に関し必要な事項は、理事会の議決により細則で定める。

附 則

(施行期日)

Ⅰ この規約は、平成 17 年 3 月 27 日から施行する。

平成 17 年 10 月 13 日 一部改正

平成 25 年 4 月 18 日 一部改正

平成 29 年 4 月 14 日 一部改正

令和 3 年 4 月 20 日 一部改正

令和 5 年 4 月 25 日 全部改正